

既製品の治療用装具に係る価格改定（案）について

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について①

1. 基本方針（案）

- ◆ 令和4年3月以降、価格が据え置かれているなか、現行リスト価格の算出に用いた最多販売価格と今回調査の最多販売価格を比較し、**仕入価格が著しく上昇している（具体的には、値上げ率30%以上）の製品を改定対象**とする。
 - 2製品が該当。これらは仕入価格の価格上昇分が技術料を上回っており、価格改定の必要性・緊急性が高い。
- ◆ 「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」のA算定式に用いる「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格」については、令和6年度補装具費改定により約6%引き上がっているが、今回の価格改定では、従前の令和3年4月1日施行分の「基本価格」を用いることで、**純粋な製品の価格上昇分のみリスト価格を引き上げる**こととする。
- ◆ 製品価格分について、A算定式では仕入価格の「1.3倍」の額であるところ、**今回に限り、仕入価格に利益分のみ勘案するとの考えから、「1.078倍」の額**とする。
 - 理由：今回の価格改定は、仕入価格の著しい上昇が確認できた製品を対象とする臨時特例的なものであるため。また、価格改定を行わない製品とのバランスを図る必要があるため。

【参考】既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法（平成28年9月23日付保発0923第3号）

- ・ A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（※1）の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※2）の1.3倍（※3）の額（製品価格）を合算した額
- ・ B算定式：仕入価格（※2）の2倍の額

を比較し、低い額（ただし、下限額を5,000円とする。）とする。

また、基準価格に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

※1「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。

※3 既製品装具の製品価格は、①製品仕入価格、②管理販売経費、③利益から構成される（既製品装具の製品価格＝製品仕入価格×管理販売経費×利益）。管理販売経費が23%（国立障害者リハビリテーションセンター研究所の全国調査（平成29年度実施））、利益7.8%（特定保険医療材料の利益率と同値）と仮定して、製品仕入価格の1.3倍（ $1.23 \times 1.078 = 1.326 \div 1.3$ ）と設定。

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について②

2. 価格改定の対象と新基準価格（案）

製品名	①基本価格 （補装具の購入基準より）	②現行リスト の仕入価格	③今回調査の 最多販売価格 ＝新仕入価格	値上げ率 （③－②）／ ② （％）	新基準価格案 （①③から算定）		【参考】 現行の基準 価格（①② から算定）
					基準価格	算定式 （※）	
フィラデルフィアカラー （頸椎装具・輸入品）	7,800	3,700	7,800	110.8	12,460	A'	7,400
5065N オモニューレクサプラス （肩装具・輸入品）	8,550	16,500	21,500	30.3	27,620	A'	25,900

※ 今回の臨時特例的改定のために用いた基準価格の算出方法

- A'算定式

オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（①）の 0.52 倍の額（技術料）と仕入価格（③）の 1.078 倍の額（製品価格）を合算した額

A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の 0.52 倍の額（技術料）と仕入価格の 1.3 倍の額（製品価格）を合算した額

【参考】仕入価格の価格上昇分と技術料との比較

- フィラデルフィアカラー : 価格上昇4,100円（＝③－②） > 技術料4,056円（＝①7,800円×0.52）
- 5065N オモニューレクサプラス : 価格上昇5,000円（＝③－②） > 技術料4,446円（＝①8,550円×0.52）